

平成27年度第2回労働問題審議会 小委員会 議事録

日 時：平成28年3月22日（火）18時30分～20時30分

会 場：宝塚市役所 2-3会議室

出席委員：上林会長・小池副会長・橘田委員・和田委員・大山委員・
志方委員

事務局：山本産業文化部長・岡田商工勤労課長・滝沢係長・竹辺

1. 辞令交付

任期満了に伴い、新たに構成区分「労働者を代表する者」に山内委員、志方委員が就任。山本産業文化部長から委嘱状を手渡した。

2. 署名委員の指名

会長から、議事録の署名委員に、小池委員と橘田委員が指名された。

3. 傍聴の受け入れ

傍聴希望者はいなかった。

4. 議事（結果）

議題（1）労働問題審議会答申（平成19年）後の取組状況について

現在の行動計画の取組状況について事務局より説明を行った。

（項目別の取り組み内容と評価について）

1. 雇用・就業の促進と安定のための労働施策（以下は対象者別に記載）

- ・高 齢 者 雇 用：平成25年4月に高齢者雇用安定法が改正され、60歳前半の雇用がほぼ法律に定められた。ワークサポート宝塚での相談、シルバー人材センターへの支援を継続している。
- ・障 がい 者 雇 用：障害者雇用促進法の改正により、一定規模以上の事業所に対して障がい者の雇用が義務付けられたほか、その法定雇用率の改正もあった。平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する合理的配慮が事業所に求められている。
- ・女 性：間もなく施行される女性活躍推進法により、301人以上の事業所に対して女性の活躍状況の把握、行動計画の策定を求めており、仕事と家庭の両立に向けて支援を促している。
- ・若 者：若者しごと相談広場をワークサポート宝塚内に設置し、専門の相談員と国の就職支援ナビゲーターにより就労に問題を抱える若者に対するカウンセリングを実施している。また、地域若者サポートステーションを設置し、若者の就労支援を行っている。
- ・定 住 外 国 人：出前日本語講座等の事業項目はあるが、実績はない。

- ・就職困難者：同和地区の就労対策。近年では、ひとり親に対する支援、刑務所・少年院出所者、生活保護受給者への就労対策を策定している。
 - ・生活困窮者：生活保護に至らないが、生活に困窮されている方を支援するための生活困窮者自立支援法が昨年4月から施行され、せいかつ支援課が取り組んでいる。
 - ・非正規労働者：若者への就労支援が対象となる場合が多い。
2. 産業振興と雇用・就業の機会の拡大・創出施策（以下は項目別に記載）
- ・起業家支援、産業立地補助金、設備投資・販路拡大につながる事業所への支援
 - ・職業訓練の案内も行っている。
3. 労働福祉の向上施策
- ・勤労市民センターを管理・運営している。平成26年度から宝塚NPOセンターが指定管理を実施。耐震化の問題や、公民館的な利用が多いため廃止が決定している。
 - ・勤労者のための住宅融資あっせん制度を実施しているが、ニーズが減少しているため、新規の受付は実施していない。
4. 関係機関等の連携による施策の推進
- ・ハローワーク西宮と連携し、ワークサポート宝塚の設置、若者・女性を対象としたセミナー・面接会等を継続的に実施している。近年は高齢者への支援も取り組んでいる。
 - ・NPO等とは、就労体験ができる若者就労支援事業を委託しているほか、地域若者サポートステーションも運営している。
- なお、委員からの主な意見は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

議題（2）答申に向けての審議について

審議項目全般、及び項目別の審議について事務局より説明を行なった。

（審議項目全般について）

- ・雇用情勢の動向：改善傾向。有効求人倍率、完全失業率も改善。女性の労働力率が上昇。非正規雇用は増加。男性は若年者の正規雇用、女性は幅広い世代で非正規雇用が増加し、医療・福祉・情報通信業で雇用者数が増加。不本意非正規雇用の減少。若年無業者・フリーターは減少。事務職は有効求人倍率が改善せず。外国人労働者は過去最高。障がい者の雇用者数も過去最高を記録。有効求人倍率もハローワーク西宮管内で県水準並みまで回復。ワークサポート宝塚の利用者の減少。
- ・総合計画の位置づけ：若年者の就労支援、高齢者の就業機会の拡充、働く意欲を持つすべての人の雇用促進と就労環境の改善

（項目別の審議について）各項目別における現状と課題を整理

- ・高齢者：31人以上の企業の99%は高齢者雇用確保措置を実施済み。シルバー人

材センターの会員数や受注額、県下で受注額の公共比率が高いことを説明。

- ・障がい者：障がい者雇用についての啓発、障がい者就業生活支援センター（あとむ）での就労支援・相談事業、障がい者を対象とした合同面接会の開催。民間企業に勤める障がい者の数は平成 27 年度で過去最高。障害者差別解消法が施行されることを受け、市職員向けにも啓発を実施。
 - ・女性：啓発事業・子育て支援事業の実施。幼稚園が減少し、保育園が増加。待機児童の減少傾向。女性の労働力率は全国平均でみられる「M字カーブ」よりも本市は低い水準。
 - ・若者：大卒等就職内定率は改善傾向。新卒の 3 割は 3 年以内に離職。宝塚地域若者サポートステーションの登録者の 6 割は本市の方である。目標 110 人以上の就職決定者を生み出している。
 - ・在住外国人：国の取組として、国籍を理由とした不利益な取り扱いの禁止、事業主への啓発、ハローワークへの専門相談員の配置、職業訓練など支援。平成 26 年度末現在の統計では、本市の約 1%が外国人の方であり、その半分以上の方が韓国・朝鮮国籍の方。本市労働実態調査によると、市内では、中国国籍の方の就業者が多い。
 - ・就職困難者：国の取組として、ひとり親家庭に対し、マザーズハローワーク、自立支援事業、各種給付金の制度があり、本市では、「自立促進計画」「自立支援給付金事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施。国の取組として、刑務所出所者や罪を犯した人に対し、保護観察制度を実施。出所した者を雇用する協力雇用主の不足しており、出所後の行き場がなく、約 6 割が 1 年未満で再犯。
 - ・非正規雇用：増加傾向。65 歳以上の割合が上昇。「不本意非正規」が雇用者全体の約 2 割。本市では、就業している市民の約 3 割が非正規労働者であり、市内事業所の従業員の半数以上が非正規労働者。
 - ・生活困窮者：平成 27 年 4 月生活困窮者自立支援法成立を受け、「せいかつ応援センター」を市窓口を設置。社会的、経済的に困窮している方の就労に向け支援を行う。宝塚市社会福祉協議会に委託。
- なお、各委員からの意見等は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

その他 今後の開催日程について

平成 28 年度第 1 回労働問題審議会の日程調整を別途行うこととなった。

《委員の主な意見とやり取り》

議題（1）労働問題審議会答申（平成 19 年）後の取組状況について

[副会長]

高齢者の雇用数はこれからも増えていく。雇用保険法の改正もあり、65 歳以降に新たに

雇用されるものを雇用保険の適用対象とすることや、4月1日時点で64歳以上の者に対して保険料免除の廃止といった話が出てきている。また、退職しても、年金だけでは生活できない現状があり、少しでも収入を得たい高齢者が増えている。高齢者雇用の方向性を具体的にしていく必要がある。

女性の雇用に関して、子ども・子育て支援新制度が平成27年度4月に施行されているが、本市で受け皿をどのように確保しているのか？女性の活躍を国が掲げる一方で、働きに出るためには子どもをどこかへ預けなければならず、その場所も少ない状況である。また、子どもを安心して預けるために、保育士の量だけでなく質も確保する必要があり、どのように対応していくのか？

若者雇用について、ブラック企業に就職し、短期間で退職するケースが社会問題となっている。市の施策として何か考えられることがあるか？また、若者に対して労働者の権利等のワークルール教育をしていく必要がある。さらに、市、宝塚NPOセンターや商工会議所で連携して行っている起業家・事業主向けのセミナー等でも啓発していく必要がある。セミナーの質も大切である。

(事務局)

高齢者については、以前はシルバー人材センター事業のみであり、会員数を増やしたり、事業を拡大していくよう取り組んでいたが、市内事業所が少ないこともあり、進んでいない。そんな中、団塊の世代は65歳に達し、年金の支給開始年齢は引き上げとなり、支給額は引き下げられ、年金収入だけでは生活できないため、働きたいというニーズが高まっている。現実的に、高齢というだけで事業所は不採用にしてしまう。

本市は、エイジフレンドリーシティを推奨している。高齢者が住みやすい街づくりのために高齢者の就労が大切。高齢者雇用を推進しているセブンイレブン・ジャパンと高齢者の雇用に関して協定を結び、ハローワークと共催で高齢者対象の就職説明会を実施。5名就職が決まった。地道だがこういった取り組みが必要である。

(保育事業課)

現在、本市では、待機児童が平成26年度は103人となっており、平成26年度中に、民間保育所の整備や認定こども園の新制度への移行、定員の拡充を図り、294人の受け皿を確保した。その結果平成27年度の待機児童は7人となった。今後の展開として、私立幼稚園を認定こども園に移行し、小規模保育事業所(19人までの保育所)を整備し、待機が多い0~2歳の待機児童解消を目指していく。

保育の質の面では、小規模保育事業所にはA~C型までがあり、全員が保育の資格を持つA型を整備する。また、私立幼稚園や指定保育所にも研修の呼びかけを行っている。

(事務局)

若者雇用については、ハローワークがブラック企業と言われる企業の求人を受け付けない取組が始まる。市としては取り組みができていない。各種法令に関する啓発は今後の課

題である。

[委員]

障害者雇用促進法が一部改正。内容として、差別解消法と同じように、障がい者差別の禁止、合理的配慮をするよう求められている。今後の計画に、具体的に改正事項を盛り込んで、差別、合理的配慮に関し、啓発セミナーを開催する等を記載いただきたい。

(事務局)

障がい者雇用については、雇用促進連絡協議会を通じて、各種助成制度や活用についてセミナーや先進企業の視察等を行っている。今後活動を続けていく中で障害者雇用促進法改正についても取り上げていきたい。

(障害福祉課)

また、合わせて障害者差別解消法も施行される。周知並びに啓発を強化したい。企業向けにセミナーをしたいと考えている。

[委員]

ワークルールに関して、労働相談を数多く受けている。使用者ならびに雇用者の双方に対して労働基準法を中心とした教育が必要である。

(事務局)

労働基準監督署が、大学などで出張講義を行っていると聞いている。市でも基本的な休暇制度や賃金制度に関するセミナーを実施したことがあるが、参加者の増加が今後の課題である。市民ならびに市内事業所への周知を行っていきたいが、マッチングがうまくいっていないと感じている。

[委員]

労働者は、日中仕事をされている方が多いので、市のホームページやeラーニング等を活用して学ぶ機会を提供することを検討しては？

(副会長)

市でやるには限界があるので、ハローワークや労働基準監督署と連携することで実施していく。

労働基準法違反については、労働基準監督署と連携する必要がある。即効性のある取組を実施するためにも密な連携をとれる体制も含め、考える必要がある。

議題（２）答申に向けての審議について

①審議項目全般に関することについて

[委員]

失業率はとても改善しており、新卒についても雇用状況は良い。若者サポートステーションに来る人数も変わっていない。

就職説明会を実施したが、新卒の来所者が100人から19人に減少し、一方で新卒でない人は変わっていない。このような状況がいつまで続くのか心配している。

②項目別の審議について

[副会長]

高齢者について、シルバーの受注額の公共部門の比率が高い。なにか理由はあるのか。

(事務局)

地方自治法で同センターは特名随意契約ができる団体とされている。一定の業務の発注量を確保するためではないか、と推察される。民間への発注を増やすことが高齢者の就業に繋がるとの指摘も受けている。

[委員]

公共比率が高いのが問題か？

(事務局)

高いこと自体が悪い訳ではないと考えているが、他の自治体と比べて高い理由は精査する必要があると考えている。

[副会長]

公共に限られた場でしか活躍できていないことが問題。民間等いろんな分野で活躍できる場を作らなくてはならない。

[委員]

障がい者について、資料の中で障がい者就業支援センターの事業報告があるが、障がいは多種多様であるので、もっと細分化して把握する必要があるのではないか。

(事務局)

資料は社会福祉法人さざんか福祉会から頂いた。市ではさまざまな障がいをお持ちの方に支援している。確認を行う。

[委員]

働こうと思ったら、ワークライフバランスを考えると居住地の近くでしか働けない。市内で働く受け皿が増えているとは思えない。今の状況と、今後どうしていけばよいと考えているか。

(事務局)

統計（経済センサス）によると、事業所数と就業されている方の数は前回より良い数値であった。市内に多い医療・福祉の事業者、店舗が数多くあるコンビニエンスストアなどの近隣で働くことができる取組、また起業・創業の支援といった市内の産業振興に努める。

[委員]

ハローワークで検索しても市内で希望する就労場所の求人情報が少ない。

(事務局)

高齢者が現役時代やっていた仕事に就きたいが求人がない。マッチングできなくて市外へ仕事を求めていってしまう、という話も聞いている。

[委員]

新しい仕事の受け皿について、女性や高齢者が積極的に働きやすいような新しい会社の形を起業する方を支援する制度はあるか？またできないか？

(事務局)

予算上のこともあるので、実現できていない。国等の制度の周知をする等何らかの支援をしたいと考えている。

[委員]

希望の就職ができないから自分たちで起業する、という形も一つの手ではある。宝塚市からの民間企業への発注状況は？発注の際に、高齢者・若者・女性などへの支援を条件化するようなことはできないか。

(障害福祉課)

障がい者については、障害者優先調達推進法が施行され、特命随意契約を締結できる制度はある。一定成果は挙がっている。

(事務局)

起業家への支援について、直接的な支援は実施していない。起業される際の雇用に関する法的な手続きや税制上の注意点等についてセミナーを開催すること、国の補助金等の案内などソフト面での支援を行っている。

[委員]

サポートしてくれる企業を広報等へ掲載し、起業家への支援体制を紹介してはどうか。

[副会長]

商工会議所や社会福祉協議会との連携をとればより効果的な支援ができるのではない
か。

[会長]

頂いたご意見を基に引き続き答申に向けての審議を行って参ります。本日はお疲れ様で
した。

— 以 上 —